

愛知県埋蔵文化財センター調査報告書
水入遺跡

-伊勢湾岸道豊田東IC料金所増設に伴う事前調査-

2015

公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団
愛 知 県 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ 一

水入遺跡発掘調査報告

調査の経緯と経過 水入遺跡は豊田市渡刈町に所在する。本発掘調査は、伊勢湾岸道豊田東IC 料金所増設に伴う事前調査として、中日本高速道路株式会社より愛知県教育委員会を通じて受けた委託事業である。調査面積は 200 m²、調査期間は平成 26 年 4 月 1 日～5 月 30 日である。調査は当センター調査課武部真木（調査研究専門員）と町田義哉（調査研究主事）が担当した。遺跡の位置は、北緯 35 度 1 分 53 秒、東経 137 度 9 分 44 秒、県遺跡番号は 630475 である。調査工程は、現地表面から調査開始面までに到る盛土除去、盛土北西壁上端部を通る光ケーブル埋設物養生・壁面崩落防止対策までを事業者が行ない、その後、表土・遺構掘削及び測量^(註1)を（株）文化財サービスが実施した。調査は重機作業ヤードを確保するため、東半分と西半分に 2 分割して調査を行った。

地理的・歴史的環境 水入遺跡の所在する豊田市は愛知県北部中央（西三河地方）に位置し、面積は約 918 km²、県全体のおよそ 2 割を占める県下最大面積の都市である（図 1）。

遺跡は市の南西部、渡刈町大屋敷から下轄目に位置し、矢作川右岸に広がる碧海台地縁辺部の沖積低地に立地する。左岸から巴川が合流し、矢作川の川幅が急激に広がる場所の側であり、北東側から南北側には矢作川を源とする明治用水が流れる。

矢作川は長野県に源を発し、岐阜県、愛知県を流れ、三河湾に注ぐ、全長 117km の一級河川である。上流域には風化して真砂化しやすい花崗岩が多く、多量の土砂を産み出す要因となっている。この土砂が中・下流域まで運ばれ、堆積し、江戸時代初期には矢作川は天井川化していく。それに伴い、川が蛇



写真1 水入遺跡遠景(北東から)



図1 水入遺跡位置図



図2 水入遺跡調査区配図(1:10,000)

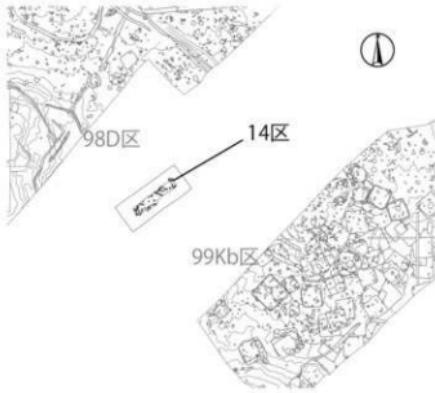


図3 14区と旧調査区の位置関係図(1:1000)

過去の調査 豊田東ICの建設に伴い、平成10年度に範囲確認調査が行われ、平成10～11年度の2ヶ年にわたって、本調査が行なわれた(図2)。

過去の調査では、後期旧石器時代の石器を始めとし、縄文時代草創期～早期の焼土坑群、中期後葉～後期後葉の竪穴建物など、晩期の土器棺墓、弥生時代末期の竪穴建物など、古墳時代中期の大溝、竪穴建物、掘立柱建物など、奈良・平安時代の竪穴建物、掘立柱建物など、鎌倉時代の竪穴建物、掘立柱建物、土坑墓など、戦国時代から江戸時代前半にかけての区画溝、竪穴建物、掘立柱建物など、江戸時代後半の水田、土坑など、様々な遺構や遺物が確認されている。

本年度の調査区(14区)は98D区と99Kb区に挟まれた未調査区域に該当する(図3)。98D区の主な遺構としては奈良・平安時代時代の竪穴建物、掘立柱建物、鎌倉時代の竪穴建物、掘立柱建物、土坑墓、戦国時代の掘立柱建物などが、99Kb区からは後期旧石器時代の石器や縄文時代の竪穴建物、奈良・平安時代の竪穴建物、鎌倉時代の掘立柱建物・土坑墓などが確認されている。

基本土層 現況では旧地表面(平成10～11年度調査時)上に豊田東IC建設による石垣の石材大の花崗岩が混在する厚さ約4mの盛土が存在している。

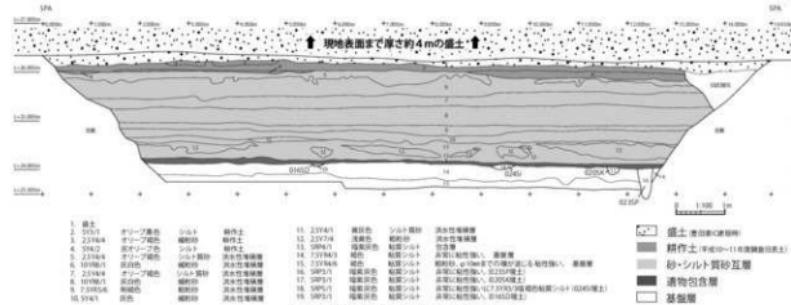


図4 調査区南壁土層断面図(1:100)

行する中・下流域周辺では近世から近・現代に到るまで、幾度となく水害が繰り返され続けてきた^(注2)。江戸時代には渡刈村(現渡刈町)南西に位置する東西鶯鶯村(現鶯鶯町)のように集落ごと高台に移転した例も存在する^(注3)。矢作川の遊水池的な場所だったことは、「水入」の通称名が残っていることから推測される^(注4)。

周辺には、碧海台地上を中心に後期旧石器時代の大明神A遺跡、縄文時代の北田遺跡、西轍目遺跡(共に消失)、縄文時代～中世の神明遺跡、縄文時代～近世の今町遺跡、古墳時代～近世の天神前遺跡、古墳時代～近世の郷上遺跡などが展開している。

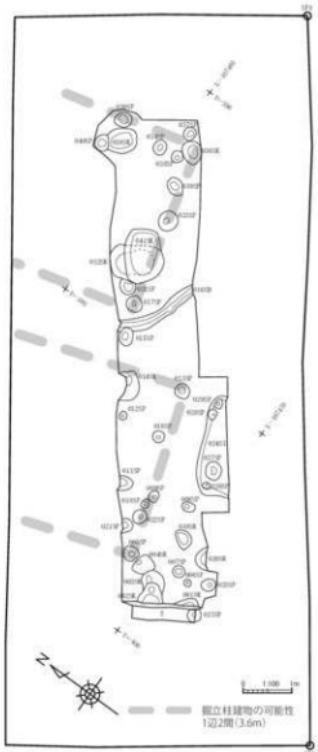
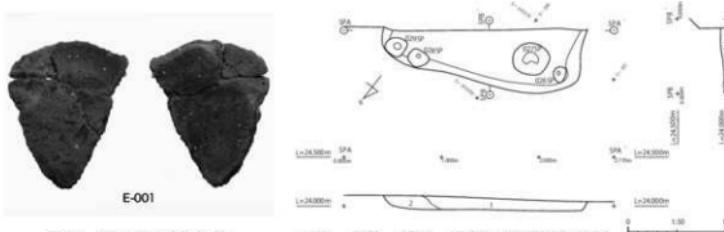


図5 遺構全体図(1:100)



写真3 024SI完掘状況(北から)



五章4 Q24SI出土遺物(12)

図6 024SI平面・断面図(1:50)

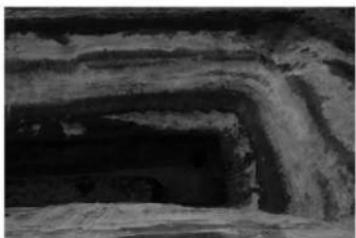


写真2 調査区南西壁断面 (北西から)

耕作土層(旧表土)下には約1.8mの砂とシルト質砂の互層状堆積が見られる。この堆積層は今までの調査から、近世～近・現代に到る約400年間の洪水と耕作の繰り返しにより形成された層であることがわかっている。その下の3～14cmの厚さで堆積している暗紫灰色を呈する粘土質シルトが山茶碗片を含む近世初頭以前の遺物包含層である。更にその下の褐色を呈する粘土質シルト層(基盤層)の上面が本調査区の遺構検出面となっている(写真2、図4)。

トレレンチを設定し、遺構検出面から約0.5m掘り下げて下層を確認を行なったが、礫混じり、褐色粘質シルトの自然堆積層を確認したのみである。

遺構・遺物 径20～40cmを測るピット28基、径40～110cmの土坑11基、溝1条、竪穴建物1基が検出されている(図5・表1)。しかしながら、遺構内から遺物はほとんど出土しておらず、時期が不明確なものが大半を占めている。

024SIは北辺長2.3m、深さ18cm、北辺の方位N-66°-Eを測る。隅丸方形または隅丸長方形を呈すると考えられる竪穴建物である(図6、写真3)。当初は調査区南壁沿いに北西角部分がわずかに検出されたのみであったが、補足調査として南側を拡張した結果、北辺を確認することができた。遺構内からは4基のピット、026SP、027SP、028SP、029SPを検出している。壁溝やカマド・炉跡などは検出されていない。出土した遺物は1点のみである。E-001は表裏面とも剥落が著しい土器師壺の胸部片である(写真4)。時期を特定できる遺物はないが、過去に調査された98D区からは奈良・平安時代の一辺が2～3mの小型の竪穴建物が複数検出されており、024SIも当該期の所産と推定される。その規模から住居としてではなく、作業場などの施設として使われていた可能性を考えておきたい。

032SKと041SKは重複関係にある土坑である(図7、写真12)。032SKは長軸111cm、短軸77cm、深さ30cm主軸方位N-39°-Wを測る隅丸長方形に近い形を呈する土坑である。041SKが上に折り重なるような形で032SK東側の掘り方を切っている。041SKは長軸111cm、短軸80cm、深さ12cm、主軸方位N-54°-Eを測る032SKと似た平面形を呈する土坑である。深さは浅く、032SKの上部だけを切る。いずれの土坑も遺物の出土がないため、時期の確定には至らないが、98D区と99Kb

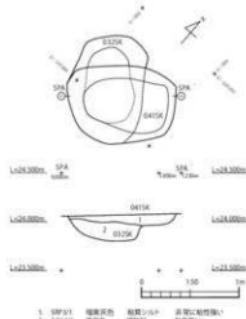
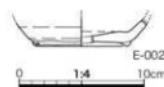


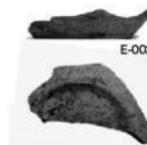
図8 030SP出土遺物実測図 (1:4)



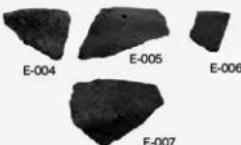
E-002



E-003



E-002



E-004

E-005

E-006

E-007

写真8 遺構外出土遺物 (1:2)

写真6 030SP出土遺物 (1:4)

区の両調査区から、同様な規模の鎌倉時代の土坑墓が検出されていることから、当該期の遺構と推定される。

030SP、040SPは単層のピットである。いずれの遺構からも山茶碗が出土している。E-002は030SPから出土した山茶碗底部（図8・写真6）である。底部に回転系切り痕、高台部に羽根模様がある。底部内面に稜をもつ特徴から、尾張型第6型式^(注5)。E-003は040SPから出土した山茶碗の口縁部小片である（写真7）。口唇部から口縁部内面に薄く自然釉が掛かる。口縁部外面の抉れ気味の強いロクロ痕と口唇部内側の鋭角的な立ち上がり方から、第7型式。

掘立柱建物は、過去の調査の方位軸、規模を参考にして、2間（3.6m）を限度として復元を試みたが、ピットの大きさや深さに一貫性が見られないことと、検証可能なのが最大一列のピットのみであることから、あえて可能性を図示するだけに留めた（図5、表1）。

遺物包含層出土遺物のうち、器種及び部位の判別が可能なものだけ、写真掲載した（写真8）。E-004～E-006は山茶碗の口縁部片、E-007は山茶碗の底部片である。底部に名残のような帶状の低い高台が残ることから、第7型式と推定される。

未掲載であるが、ほかにチャートの剥片、器種・時期不明の土器細片、洪水性堆積層からも山茶碗小片、耕作土からは常滑産赤物の獣頭部片が出土している。出土遺物の総量はコンテナ1箱、総点数16点を数える。

自然科学分析 加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行っている。洪水性堆積の11層中から採取した2点の炭化物サンプル中1点は17世紀中頃～19世紀初頭および20世紀前半以降、もう1点は17世紀中頃～後半および18世紀後半、遺物包含層から採取した3点中2点は12世紀後半～13世紀前半と13世紀代、もう1点は绳文時代後期初頭に相当する曆年代を示した^(注6)。

まとめ 下端幅2m前後と狹小な調査区であったが、竪穴建物、土坑墓、掘立柱建物になる可能性があるピットなど41基にのぼる遺構が確認された。遺物の出土量が少なく、明確な時期の特定には至らなかつたが、概ね奈良・平安時代～鎌倉時代にかけてが主であろう。

今まで調査区の間の未調査区域となっていた場所でも、過去の調査とほとんど変わらない密度で、遺構が存在することが明らかになった意義は大きい。今後、この近隣の箇所で今回と類する改変工事が行われる場合には発掘調査が必要となる。

今回は、調査開始面に到るまでに大型礫が混在する崩落の危険性がある厚さ4mの盛土が存在していたため、法面の崩落防止対策を行なう必要があった。更に、盛土開口部沿いに光ケーブルが埋設されていることが判明したため、万全な保護対策が行なわれ、調査開始までに予想外の時間が費やされた。また、調査中の安全を確保するために、労働安全衛生法に基づき、盛土法尻及び光ケーブル周辺部の保護・崩落防止施設（トン袋）端から幅2mの小段を調査区の周囲に確保し^(注7)、尚かつ、調査開始面下にも崩落しやすい砂質土が2m近く堆積していたため、重機掘削時に45°勾配の法面を設定することとなり、調査工程の組み直しが必要となった。今後の課題として、同様な調査を行う場合、事前準備に時間をかけ、調査施工工法を緻密に精査していくことが必要であろう。

（町田義哉）

【註】

- 1 扇形敷石は世界地図に基づき、国土交通省が定めた平面直角座標系で示す。標高基準はT.P.を使用した。神奈川記も同様である。
- 2 国土交通省「地方整備局・国土地理院」2008『三河・尾張 川の流れと歴史のあゆみ』中部地方の地図に関する調査報告書 pp80-106
- 3 加藤博紀 2000『「賀濃朝状」からみた江戸時代の災害－明和4年東年の水害と碧海郡西郷鶴村－』「研究紀要」第1号 愛知県理収文化財センター
- 4 木井邦仁ほか 2005『水人遺跡』愛知県理収文化財センター調査報告書 第108集
- 5 爰知県史編纂委員会 2007『愛知県史 別編 畑業之里と近世 戸籍系』pp16 愛知県
- 6 伊藤茂也ほか 2014『水人遺跡放射性炭素年代測定』バサル・ラボAMS年代測定グループ
- 7 伊藤茂也ほか 2011『小段幅の違いが剖面の安定性や崩壊形状に与える影響に関する剛塑性有限要素解析「労働安全衛生研究」Vol.4 No.2 pp71-77 (PDF) (https://www.jstage.jst.go.jp/article/josh/4/2/4_2_71.pdf)

写真図版



写真9 表土重機掘削作業



写真10 遺構検出状況 (北東から)



写真11 遺構掘削作業風景



写真12 032SK-041SK断面 (南東から)



写真13 調査完了 (南から)



写真14 水入遺跡調査区全景合成 (上: 南西)

抄録

ふりがな	みずいりいせき										
書名	水入遺跡										
副書名	-伊勢湾岸道豊田東IC料金所増設に伴う事前調査-										
卷次											
シリーズ名	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書										
シリーズ番号											
編著者名	町田義哉										
編集機関	公益財團法人 愛知県教育・スポーツ振興財團 愛知県埋蔵文化財センター										
所在地	〒498-0017 愛知県弥富市前ヶ須町野方802-24 TEL 0567(67)4161										
発行年月日	西暦 2015年 3月 31日										
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °°'	東經 °°'	調査期間	調査面積	調査原因			
みずいりいせき 水入遺跡	あいちけん、とよたし 愛知県豊田市 とがむちょう しむかわめ 渡刈町下糟目	23211	630475	35度 1分 53秒	137度 9分 44秒	2014.04.01～ 2014.05.30	200m ²	豊田東IC 料金所増設に伴う 事前調査			
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項					
水入遺跡	集落跡	奈良・平安 時代 ～ 鎌倉時代	竪穴建物、 ピット、土坑	土師器甕、 山茶碗							
文書番号	発掘届出(25埋セ第147号・2014.3.13) 通知(26教生第16号・2014.4.4) 終了届・保管証・発見届(26埋セ第35号・2014.5.30) 鑑定通知(豊教文第894号・2014.6.17)										
要約	本遺跡は、奈良・平安時代～鎌倉時代の集落遺跡である。発掘調査では狭小な面積にも関わらず、多数の遺構が確認された。遺物の出土量は少なかったが、未調査区域でも高い密度で、遺構が存在することが明らかになつた意義は大きい。										

年報 平成26年度

平成27年3月

編集・発行 (公財) 愛知県教育・スポーツ振興財団
愛知県埋蔵文化財センター
印 刷 新日本法規出版株式会社